

森友改ざん問題、国での真相究明を求める意見書

経緯を検証できる公文書は、改ざんや廃棄が重ねられると、国民の知る権利が大きく損なわれます。

学校法人森友学園にまつわる一連の問題は、民主主義の根幹を揺るがす大事件でした。その真相の解明と責任追及をする必要があります。

学園に国有地を売却するにあたり、公文書改ざんを強要され、自ら命を絶った財務省近畿財務局職員赤木俊夫さんの妻雅子さんが起こした裁判は、実質的な審理に入らないまま結審しました。

被告の国は、原告の請求を認める「認諾」を行い、請求された1億700万円を全額支払うことで、訴訟は終結しました。

これにより、裁判による事実認定などは行われません。国は請求棄却を求めて争っていましたが、一変認諾いたしました。賠償金は税金で支払われます。

国は納税者である国民に、納得できるよう説明すべきであります。また、特定の人の言動や、重大な過失があったのならその者に求償する必要があります。

国が認諾による裁判での解明を閉ざす姿勢がある以上、行政を監視する国会は、その責務を果たさなければなりません。

森友改ざん問題を国会で研究するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月11日

長野県上伊那郡南箕輪村議会

議長 百瀬輝和

(宛先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣